

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
 森トラスト総合リート投資法人
 執行役員 八木 政幸
 (コード番号 8961)

資産運用会社名
 森トラスト・アセットマネジメント株式会社
 代表取締役社長 山本 道男
 問合せ先
 総合リート運用本部 内藤 宏史
 運用戦略部長
 電話番号 03-6435-7011

グリーンリース導入に関するお知らせ

本投資法人が保有する大崎MTビル（以下「本物件」といいます。）において、グリーンリースを導入しましたのでお知らせします。

記

1. グリーンリースの概要

本投資法人は、テナントが使用中の専有部において照明設備のLED化工事を本投資法人の費用負担で実施し、その工事費用の一部をテナントよりグリーンリース料として本投資法人に還元する取組みを導入しました。これにより、本物件におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減を推進するとともに、本投資法人及びテナント双方が電気使用料削減による経済的な利益を享受することになります。

なお、本物件は、本投資法人が森トラスト株式会社（以下「賃借人」といいます。）に一棟一括賃貸し、賃借人が各転借人（各テナント）に転貸しており、本投資法人は、賃借人を通じてグリーンリース料を収受します。

対象物件	大崎MTビル
改修工事内容	専有部分の一部（1,691.94㎡）の照明設備を蛍光灯からLED照明に変更
費用負担	LED化工事費用は本投資法人が負担（持分相当）
電気使用量削減効果	LED化工事実施前後で約70%の削減効果と試算
グリーンリース料	改修工事により削減されるテナントの電気使用料を基に算定（賃貸借契約上の賃料に毎月一定額を加算）

(注) グリーンリースとは、ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、その取り決め内容を実践することをいいます。

今回、本投資法人が導入するのは、ビルオーナーが実施する省エネ改修投資のメリットがテナントに帰属する場合に、テナントがビルオーナーへ金銭的なメリットを還元する取組み（改修を伴うグリーンリース）です。

2. 今後の取組みについて

本投資法人及び本投資法人の資産運用会社である森トラスト・アセットマネジメント株式会社は、資産運用業務における環境に対する配慮、社会への貢献及び組織のガバナンス強化といったサステナビリティ向上への取組みが、中長期的な投資法人の投資主価値向上に必要不可欠であるという認識のもと、今後も環境・社会・ガバナンスに配慮した取組みを進めていきます。

本投資法人のESGに関する取組みの詳細については、以下をご参照ください。

<https://www.mt-reit.jp/ja/esg/index.html>

以上